

那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）検討業務（H29） 企画提案仕様書

1. 業務名称

那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）検討業務（H29）

2. 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 28 日まで

3. 業務目的

本事業は、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に掲げられている「アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成」の取り組みとして、「県内事業者等による海外展開や輸出拡大の促進」を具体化するものであり、実証実験を通じて、コスト、リードタイム等を検証し、物流コスト低減や輸送システムの改善等の検討を行うものである。

那覇港では、輸入超過（いわゆる「片荷輸送」）となっていること、また外国への直航航路が少ないこと等の要因により、本土港湾に比べて輸送コストが割高となっている。この課題の解決に向け、本業務は、那覇港に新規に寄港する外航船社等を対象とした実証実験を実施し、航路開設・定着への課題や方策の検討を行うものである。

4. 業務内容

（1）計画準備、協議・報告

ア 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

イ 協議・報告

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

初 回：計画準備段階

中 間：中間打合せ 2回

最 終：報告書作成段階

（2）那覇港の物流に関する基礎データの収集・整理

那覇港における取扱貨物の状況や流動状況等の実態を把握するため、将来動向も含めて基礎データの収集・整理を行う。なお、収集・整理の対象とするデータについては、調査職員と協議の上、決定する。

（3）実証実験に向けたヒアリングの実施

実証実験の実施に向けて、船社、荷主、物流事業者、港湾関係者等へのヒアリング等を実施する。

（4）実施計画の作成

輸送コスト低減のための輸出コンテナ貨物の増大に向け、必要な実証実験の内容を取りまとめ、工程計画、実施体制等について、具体的な実施要項を作成する。あわせて効果の検証、

課題の把握のために必要な調査項目、頻度、分析手法等を整理し、実証実験の実施に向けた全体計画を作成する。本業務では、那覇港に新規寄港する外航船社等を対象とした実証実験について実施計画を作成する。

ただし、実証実験に参加する船社に対する基本的な補助スキームについて、那覇港寄港に伴う運航コストの増加に見合う額（燃料費等）にするなど、サービス定着及び貨物増大に資するスキームを検討すること。なお、補助スキームの詳細な内容については、調査職員と協議の上、決定する。

(5) 実証実験の実施

実施計画に基づき、平成29年度の船社対象実証実験を実施する。実証実験の内容については、調査職員と協議の上、決定する。

(6) モニタリングの実施

実証実験の効果を検証するために、以下の項目等についてモニタリングを実施する。モニタリングの詳細内容については、調査職員と協議の上、決定する。

- ・ 輸送コスト（採算性の確認）
- ・ リードタイム（那覇港～仕向港、荷役時間、リレーに要する時間など）
- ・ 輸送品質
- ・ その他

(7) 効果の検証、課題の把握

実証実験の際のモニタリングやヒアリング結果をとりまとめ、輸送コスト低減や貨物増大への効果を検証し、実証実験で開設した航路の継続に向けた課題などを分析、整理するとともに、必要な施策について検討する。

(8) 今後の取組方針のとりまとめ

実証実験の成果及び課題を整理し、今後の取り組み方針を取りまとめる。

(9) 報告書の作成

報告書を取りまとめ、作成する。

5. 予算に関する要件

本業務に係る予算は10,929千円以内（消費税込）とし、この範囲内で効率的かつ効果的な業務を企画提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

6. 一括再委託の禁止等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ那覇港管理組合が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・コンサルティングに必要な基礎資料調査等、その他那覇港管理組合が認めた業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による那覇港管理組合の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

7. 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書は、原則として、A4版、左綴りとする（ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）。
- (2) プレゼンテーションは聞き手が容易に理解できるよう工夫し、簡潔に説明すること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるので、書面審査結果と併せて通知するものとする。

8. 業務の成果品及び著作権

業務の完了に際し、次の成果品を作成し、那覇港管理組合に提出すること。

ア 報告書	10部
イ 報告書（概要版）	10部
ウ 上記ア、イの電子データ	一式 ※CD-R等で2部提出すること。
エ 関連資料	別途指示のあった資料等を提出

なお、当該成果品の著作権及び所有権は那覇港管理組合に帰属する。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

また、那覇港管理組合の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

9. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者である那覇港管理組合と適宜協議を進めていくものとする。また、本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇港管理組合の許可なく他に流用してはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。